

# ガス関係報告規則（附則第4条）記載要領

平成29年8月  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部  
ガス市場整備室

ガス関係報告規則附則第4条について、記載の際の参考とするため、記載要領を下記のとおり作成し、指定旧供給地点小売供給を行う旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し連絡することとする。

## 1. 共通事項

- 報告書は、指定旧供給地点小売供給を行う旧簡易ガスみなしガス小売事業者が作成すること。
- 報告書の様式は、ガス関係報告規則附則第4条の規定に基づき、附則様式第4及び附則様式第5である。
- 附則様式第4第1表(1)については事業者ごとに、附則様式第4第1表(2)、第2表、第3表及び附則様式第5については指定旧供給地点群ごとに報告すること。
- 様式の行が足りない場合は、適宜追加して記入すること。
- 消費機器調査に基づいて精緻化する場合の1件当たりの件数の評価は以下のとおりとする。

消費機器調査結果等	件数	消費機器調査結果等	件数
厨房、給湯及び暖房	1.0件		
厨房及び給湯	0.8件	厨房	0.2件
厨房及び暖房	0.4件	給湯	0.6件
給湯及び暖房	0.8件	暖房	0.2件

※「厨房」：コンロの熱源が該当する燃料である場合  
(炊飯器やオーブン等の熱源は不問。)

「給湯」：風呂の熱源が該当する燃料である場合  
(厨房等における小型湯沸し器等の熱源は不問。)

「暖房」：該当する燃料を熱源とする暖房機器を少なくとも1つ所持している場合  
(他エネルギーによる暖房を併用している場合を含む。)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 提出先は、ガス関係報告規則附則第4条の規定に基づき、経済産業大臣又は指定旧供給地点群を管轄する経済産業局長のいずれかとする。
- 本報告は、別途指定する提出先アドレスに対してエクセルデータ形式により提出することができる  
(電子媒体で提出できない場合は提出先の経済産業局と相談すること。)
- 本報告における年度とは、4月1日を初日とした1年間とする。
- 「報告期限日」と「報告対象の時点」は、以下のとおりである。

	報告期限日	報告対象の時点
第1回	当年度 5月15日	前年度12月末(第三四半期)
第2回	当年度 8月15日	前年度 3月末(第四四半期)
第3回	当年度11月15日	当年度 6月末(第一四半期)
第4回	当年度 2月15日	当年度 9月末(第二四半期)

- 平成29年度は第1回の報告を不要とする。
- 第2回報告を除き、供給地点群ごとの競争関係について以前の報告事項から特段の状況の変化がなく、改正ガス事業法附則第28条第2項の解除が見込まれない場合、供給地点群ごとに、附則様式第4第1表(2)、第2表及び第3表に代えて附則様式第5により報告することができる。
- 報告後に、追加的に資料提出を要請する場合がある。

## 2. 附則様式第4（ガス関係報告規則 附則第4条関係）各表に関する記載要領

### 2-1. 第1表(1) 指定旧供給地点の類型報告書

(記載要領)

- 本表は、附則様式第5にて簡易な報告する場合を含め、報告の都度提出すること。
- 本表は、提出する経済産業局の管轄区域ごとに作成すること。
- 事業者が提出する経済産業局の管轄区域内で小売供給を行う全ての指定旧供給地点について記載すること。
- 名称の欄には指定旧供給地点の「団地名」を記入すること。
- 類型の欄には「住宅団地型」又は「混合型」のいずれかを記入すること（備考1）。

### 2-2. 第1表(2)指定旧供給地点における旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア報告書

(記載要領)

- 「1. 指定旧供給地点数」と「2. 家庭用調定件数」の時点は一致させること（備考1）。
- 「指定旧供給地点数」の欄は、「報告対象の時点」における許可地点数（登録数）と一致させること。ただし、混合型の場合には、集合住宅を除いた数を記入すること（備考2）。
- 「自社又は関係会社による他燃料供給地点数」の欄には、指定旧供給地点群内において自社又は関係会社が生産他燃料（自社についてはLPガス又は都市ガス、関係会社についてはLPガス、旧簡易ガス又は都市ガス）を供給している供給地点数を記入すること。
- 「自社又は関係会社による他燃料供給地点数」の「消費機器調査済件数」の欄には、消費機器調査結果等により値を精緻化する場合に該当箇所にその件数を記入すること。  
また、消費機器調査結果については、報告時点から48ヶ月以内のものを用いること（備考3）。  
なお、精緻化する場合の1件当たりの件数の評価については、1. 共通事項「消費機器調査に基づく精緻化の方法」に従うこととし、「該当する燃料」は「自社又は関係会社の他燃料」とする。
- 自社又は関係会社による他燃料供給地点数を精緻化するため、消費機器調査結果等を活用する場合には、消費機器調査結果リスト③（自社が他燃料を供給する需要家）又は消費機器調査結果リスト④（関係会社が他燃料を供給する需要家）を添付すること。
- 「空き地の数」については、現地を確認の上記入すること。
- 「空き家の数」については、事業者が確認できた範囲でよい。
- 「家庭用調定件数」には、「報告対象の時点」が属する月の家庭用調定件数を記入すること。
- 「2. 家庭用調定件数」の「消費機器調査済件数」の欄には、消費機器調査結果等により値を精緻化する場合に該当箇所にその件数を記入すること。  
また、消費機器調査結果については、報告時点から48ヶ月以内のものを用いること（備考3）。  
なお、精緻化する場合の1件当たりの件数の評価については、1. 共通事項「消費機器調査に基づく精緻化

の方法」に従うこととし、「該当する燃料」は「自社の旧簡易ガス」とする。

○家庭用調定件数を精緻化するため、消費機器調査結果等を活用する場合には、消費機器調査結果リスト①（自社が旧簡易ガスを供給する需要家）を添付すること（備考4）。

## 2-3. 第2表 指定旧供給地点における需要獲得・離脱等報告書

### < 1. (1) 新築物件（獲得件数） >

（記載要領）

- 「報告対象の時点」から遡って3カ年の間にガスメーターを取り付けた新築物件を記入すること。なお、必ずしもガス供給が開始されていることを要しない（例えば、新築物件で未入居のためガス供給が開始されていなくても、旧簡易ガスみなしガス小売事業者としてガスを供給できる状態（ガスメーターが設置されている状態）であれば、新築獲得物件として計上すること）。
- 「所在地」の欄には、指定旧供給地点を特定する「都道府県市区町村」・「字町名」及び「番地」を1供給地点ごとに記入すること。
- 「用途」の欄には、戸建住宅又は業工用のいずれかの別を記入すること（備考1）。
- 「獲得戸数」欄には、通常「1」を記入すること。
- 「係数」の欄は、業工用において「1」以外の係数を使用する場合にあっては、その根拠資料を提出すること。なお、精緻化する場合の1件当たりの件数の評価については、1. 共通事項「消費機器調査に基づく精緻化の方法」に従うこととし、「該当する燃料」は「自社の旧簡易ガス」とする（備考2）。
- 獲得戸数を精緻化する場合には、消費機器調査結果リスト②（自社が旧簡易ガスを供給する需要家）を添付すること。
- 「補正後獲得戸数」の欄には、「獲得戸数」に「係数」を乗じた値を記入すること。
- 「補正後獲得戸数から導き出される部分不獲得戸数」には、「獲得戸数」－「補正後獲得戸数」を記入すること。
- 「部分不獲得が自社又は関係会社が供給する他燃料に係るものか否か」の欄には、「部分不獲得が自社又は関係会社が供給する他燃料に係るもの」の場合は「○」を、そうでない場合は「×」を記入すること（備考3）。
- 「補正後部分不獲得戸数」には、「部分不獲得が自社又は関係会社が供給する他燃料に係るものか否か」の欄が「○」の場合にあっては「0」を記入し、「部分不獲得が自社又は関係会社が供給する他燃料に係るものか否か」の欄が「×」の場合にあっては「補正後獲得戸数から導き出される部分不獲得戸数」の値を記入すること。
- 「竣工年月」の欄には、建物竣工年月又はメーター取付け年月を記入すること（備考4）。
- 「備考」欄には、特段の留意事項等がある場合に必要に応じて記入すること。
- いわゆる建て替え物件は、新築物件に含まれる。ただし、リフォーム等により他燃料から旧簡易ガスへ燃料転換する（ガスメーターを新設する）場合は既築物件となるため、留意すること。なお、リフォーム等によりガスメーターを撤去した後に再度新設する場合には、新築既築のいずれにおいても獲得物件としては取り扱われない。
- 大口需要（旧ガス事業法施行規則第73条第1項各号に掲げる要件のいずれにも適合する需要をいう。）に係る獲得物件は記入しないこと。

## < 1. (2) 新築物件 (不獲得件数) >

### (記載要領)

- 「報告対象の時点」から遡って3カ年の間に新築された物件を記入すること。
- 「所在地」の欄には、指定旧供給地点を特定する「都道府県市区町村」・「字町名」及び「番地」を1供給地点ごとに記入すること。
- 「用途」の欄には、戸建住宅又は業工用を記載すること（備考1）。
- 「他燃料採用戶数」の欄には、通常「1」を記入すること。また、第2表1（1）において計算した自社獲得物件に係る部分不獲得件数は記載しないこと（備考2）。
- 「係数」の欄には、通常「1」を記入すること。業工用において「1」以外の係数を使用する場合には、その根拠資料を別途提出すること。また、自社又は関係会社が供給する他燃料に係る新築不獲得件数については、係数は「0」を記載し、備考欄にその旨を記載すること（備考3）。
- 他燃料採用戶数を精緻化するため、消費機器調査結果等を活用する場合には、消費機器調査結果リスト③（自社が他燃料を供給する需要家）及び消費機器調査結果リスト④（関係会社が他燃料を供給する需要家）を添付すること。
- 工場その他これに類する施設に係る不獲得物件は記載しないこと（備考4）。
- 「備考」欄には、特段の留意事項等がある場合に必要に応じて記入すること。

## < 2. (1) 既築物件 (獲得件数) >

### (記載要領)

- 「報告対象の時点」から遡って3カ年の間に獲得した物件を記入すること。
- 「所在地」の欄には、指定旧供給地点を特定する「都道府県市区町村」・「字町名」及び「番地」を1供給地点ごとに記入すること。
- 「用途」の欄には、戸建住宅又は業工用を記載すること（備考1）。
- 「獲得戸数」は、通常「1」を記入すること。
- 「係数」の欄において、消費機器調査結果等を活用する場合には、消費機器調査結果リスト②（自社が旧簡易ガスを供給する需要家）を添付すること。なお、精緻化する場合の1件当たりの件数の評価については、1. 共通事項「消費機器調査に基づく精緻化の方法」に従うこととし、「該当する燃料」は「自社の旧簡易ガス」とする。消費機器調査結果等を活用しない場合及び業工用の場合は「1」を記載することとし、業工用において「1」以外の係数を使用する場合にあっては、その根拠資料を提出すること。自社又は関係会社が供給する他燃料に係る需要を切替えた場合（獲得）にあっては、係数は「0」を選択することとし、備考欄にその旨を記載すること（備考2）。
- 「補正後獲得戸数」の欄には、「獲得戸数」に「係数」を乗じた戸数を記入すること。
- 「獲得年月」の欄には、メーター取付年月又は消費機器取付年月を記入すること。
- 「備考」欄には、特段の留意事項等がある場合に必要に応じて記入すること。

## < 2. (2) 既築物件 (他燃料への離脱件数) >

### (記載要領)

- 「報告対象の時点」から遡って3カ年の間に他燃料へ離脱した物件を記入すること。
- 「所在地」の欄には、指定旧供給地点を特定する「都道府県市区町村」・「字町名」及び「番地」を1供給地点ごとに記入すること。

- 「用途」の欄には、戸建住宅又は業工用を記載すること（備考1）。
- 「離脱戸数」は、通常「1」を記入すること。
- 「係数」の欄には、部分離脱を確認できている場合に限り、離脱分に相当する係数を記載すること。部分離脱であることを確認できていない場合は「1」を記載すること。ただし、離脱前に提出した第1表（2）「2. 家庭用調定件数」において「消費機器調査済件数」として報告済みの需要家については「消費機器調査」に基づく係数を記載すること。業工用の場合は「1」を記載することとし、業工用において「1」以外の係数を使用する場合にあっては、その根拠資料を提出すること。自社又は関係会社が供給する他燃料に切り替えた場合（離脱）にあっては、係数は「0」を選択することとし、「判断根拠」の欄にその旨を記載すること（備考2）。
- 離脱戸数を精緻化するため、消費機器調査結果等を活用する場合には、消費機器調査結果リスト②（自社が旧簡易ガスを供給する需要家）を添付すること。なお、他の項目を精緻化しているにも関わらず、離脱戸数のみ精緻化を行うことが困難な場合には、経済産業局と相談すること。
- 「補正後離脱戸数」の欄には、「離脱戸数」に「係数」を乗じた戸数を記入すること。
- 「離脱先他燃料」の欄には、需要家から聴取した内容等を記載すること。また不明の場合には「不明」と記載すること（備考3）。
- 「判断根拠」の欄には、記載した係数、離脱先他燃料及び離脱年月に係る判断根拠を記載すること（備考4）。
- 「離脱年月」の欄には、メーター撤去年月又は消費機器撤去年月を記入すること。
- 「備考」欄には、特段の留意事項等がある場合に必要に応じて記入すること。

### < 3. 合計 >

（記載要領）

- 「旧簡易ガス供給採用件数（A）」の欄には第2表1.（1）新築物件（獲得件数）と第2表2.（1）既築物件（獲得件数）の「補正後獲得戸数（計）」の合計値を記載すること。
- 「他燃料採用件数（B）」の欄には第2表1.（2）新築物件（不獲得件数）の「新築不獲得物件 合計」と第2表2.（2）既築物件（他燃料への離脱件数）の「補正後離脱戸数（計）」の合計値を記載すること。
- 「旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア（C）」の欄には、第1表（2）の「3. 旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア」を記入すること。
- 「結果」の欄には、計算に応じて「(D) > (E)」又は「(D) ≤ (E)」のいずれかを記載すること（備考1）。

### 2-4. 第3表 指定旧供給地点におけるガス販売量・契約件数等報告書

- 本表は、平成32年度第2回報告から作成し、報告すること（平成32年度第1回報告までは作成しないこと）。

#### < 1. 指定旧供給地点における契約件数 >

- 「自由料金メニューによる契約件数」の欄には、「報告対象の時点」の属する月における自由料金メニューによる調定件数を記載すること。
- 「指定旧供給地点小売供給約款による契約件数」の欄には、「報告対象の時点」の属する月における指定旧供給地点小売供給約款による調定件数を記載すること。

< 2. 指定旧供給地点におけるガス販売量、販売額等 >

- 「1. 指定旧供給地点における契約件数」において「自由料金メニューによる契約件数 $\geq$ 指定旧供給地点小売供給約款による契約件数」が成立しない場合、「2. 指定旧供給地点におけるガス販売量、販売額等」への記入を省略することができる（備考1）。
- 「報告対象の時点」から遡って3ヵ年の間の家庭用販売量及び家庭用売上高に関して記載すること。
- 「原料費調整単位額」の欄には、直近の指定旧供給地点小売供給約款における原料費調整において、調整単位料金を算定するために基準単位料金に増減する金額を記載すること（備考2）。
- 「原料費調整額」とは、原料費調整単位額にガス販売量を乗じた金額をいう。
- 「番号」の欄には、該当する月を記入すること。なお、上から順に1ヵ月目、2ヵ月目とし、以降順に記入すること（2つの暦年に跨る場合は、12月の次に「1月」を記入すること）。
- 「販売額」の欄には、該当月の家庭用ガス売上高を記入すること。
- 「平均単価」の欄には、それぞれ対応する「補正後販売額」の合計値を、同じく「ガス販売量」の合計値で除した数値を記入すること。

3. 附則様式第5（ガス関係報告規則 附則第4条関係）に関する記載要領

< 競争関係に係る報告書 >

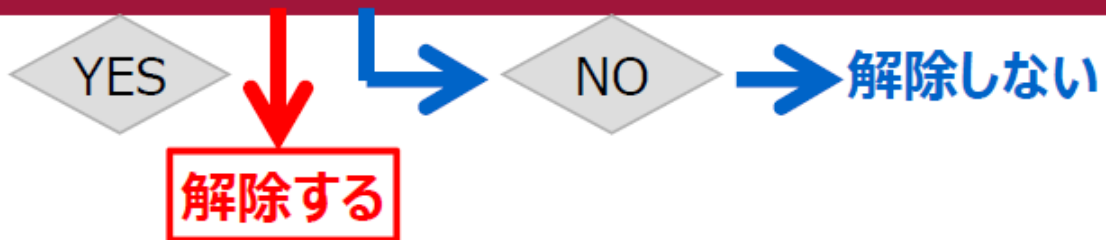
（記載要領）

- 各年度において第2回目報告（8月15日提出期限）を除き、供給地点群ごとの競争関係について以前の報告事項から特段の状況の変化がなく、改正ガス事業法附則第28条第2項の解除が見込まれない場合には、供給地点群ごとに、附則様式第4第1表(2)、第2表及び第3表に代えて附則様式第5により報告することができる。
- 附則様式第4第1表(1)は、報告の都度提出すること。

## <旧簡易ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数  
※直近3年間の合計ベース。
- ③小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 ≤ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数



(注1) 旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方をを用いることを認めることとする。

(注2) 小口需要とは、簡易ガス事業者の場合は、常温・常圧における熱量46MJ/m<sup>3</sup>のガスに相当する量において年間1,000 m<sup>3</sup>未満の需要。

(注3) 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第4に基づき、上記①から③までのいずれかの場合に該当する場合であっても、適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、指定解除を行わない。

以上